

第16期 第16回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成30年11月27日(火) 午後1時32分～午後4時10分

2 場所： 豊見城市役所 2階第2会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区		
西部地区	高安 昌俊	

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：仲宗根 翔

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 宮里 由美子 ・ 名嘉眞 朝仁

7 現場調査日時： 平成30年11月27日(火) 午後1時35分～午後2時50分

8 現場調査数： 12 件

9 付議すべき案件

報告第 95 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 96 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 97 号	現況証明願について
報告第 98 号	農地法届出受理の取消し願について
報告第 99 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 100 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第 101 号	農地法第18条第6号の規定による通知について
議案第 47 号	非農地証明願について
議案第 48 号	農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地の買受適格証明願について
議案第 49 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 50 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 21 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について
協議第 22 号	豊見城農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第16回の総会を開会いたします。

(午後1時32分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりでございます。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中8名全員で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたしております。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第4番委員の宮里由美子委員と第5番委員の名嘉眞朝仁委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び仲宗根主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に4番委員の宮里由美子委員と5番委員の名嘉眞朝仁委員、そして会議書記に大城事務局長及び仲宗根主査を指名いたします。よろしくお願いたします。

本日提案された議案等についての現場調査12件のほかに、農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ご異議ないようですので、ただいまより現場調査のため一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時35分

再開 午後2時50分

会長

再開します。

お疲れさまでした。

では、これより報告案件に入ります。初めに報告第95号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 2 ページをお開きください。
報告第 95 号「農地転用後の利用状況の報告について」
7 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 95 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 96 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 96 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 96 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 97 号について、事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 97 号「現況証明願について」
5 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 97 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 98 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 98 号「農地法届出受理の取消し願いについて」
1 件ございました。事務局長専決により願出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 では報告第 98 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願い
いたします。
進行してよろしいですか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 99 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 99 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 では報告第 99 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお
願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 100 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 14 ページをお開きください。
報告第 100 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」

6 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 100 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行していきます。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 101 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 21 ページをお開きください。

報告第 101 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」

議案書の 22 ページから 25 ページのとおり 4 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 101 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に議案案件に入っていきます。議案第 47 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 47 号につきまして、去る 11 月 14 日水曜日に名嘉眞朝仁委員及び本底広彦委員並びに私、農業委員の事務局長、さらに仲宗根主査の 4 名で現場調査の上、協議を行いましたので、代表して名嘉眞朝仁委員にご説明をお願いいたします。

5 番委員

報告します。それでは議案第 47 号 非農地証明願について説明します。議案書の 27 ページをご覧ください。

今回非農地証明願が 2 件出ています。まず整理番号 1 番の字長堂山垣原 380 番。面積が 1,501 m²について、議案書の 28 ページから 30 ページをご覧ください。

当該地の土地の状況ですが、議案書の 30 ページに記載されているとおりです。当該地は議案書 34 ページの非農地判断基準の①に該当し、当該地が非農地となっても周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから「非農地相当」だと思われま

次に整理番号 2 番の字長堂山垣原 394 番、面積が 2,535 m²について議案書の 31 ページから 33 ページをご覧ください。当該地の状況は 33 ページに記載のとおりです。当該地も 34 ページの非農地判断基準の①に該当し、当該地が非農地となっても周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから「非農地相当」だと思われま

説明は以上です。

会長

名嘉真委員、説明ありがとうございました。

それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

質疑なしと認め、これで採決します。

整理番号 1 番について、非農地とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については非農地とすることに決定しました。

次に整理番号 2 番についての質疑を許します。

質疑なしと認め、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 2 番について、非農地とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番について、非農地とすることに決定

します。

では、次に議案第 48 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 36 ページをお開きください。

議案第 48 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地等の買受適格証明願」については、1 件の申請がございます。

議案書の 41 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字与根西原 23 番の 3 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、適格証明相当ではないかと思われま。

以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

議案第 48 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

休憩します。

休憩 午後 3 時 01 分

再開 午後 3 時 02 分

会長

再開します。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

議案第 48 号について、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、買受適格として証明書を発行することにご異議ございませんでしょうか。

(はいの声あり)

会長

異議なしとのことですので、議案第 48 号については買受適格証明を発行することに決定します。

休憩します。

休憩 午後 3 時 03 分

再開 午後 3 時 04 分

会長

再開します。

今の議案第 48 号ですけれども、買受適格証明書を交付された方が、最高買受人又は次順位買受人となったときに、当該証明書交付時と内容が異なっている場合を除き、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書を受理し、申請者に許可書を交付してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に議案第 49 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 43 ページ、44 ページをお開きください。

議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、8 件の申請がございます。

まず整理番号 1 番につきまして、議案書の 46 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字伊良波先祖原 407 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 2 番につきまして、49 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字饒波溝原 799 番 7、字饒波川崎原 951 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 3 番につきまして、51 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安浜原 279 番 2、279 番 3、279 番 6 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 4 番につきまして、議案書の 54 ページをお開きください。

すみません、休憩をお願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後 3 時 07 分

再開 午後 3 時 08 分

会長

再開します。

事務局

申請のありました豊見城市字金良東原 260 番 1、262 番 2、字金良後原 365 番 3、365 番 5、366 番 4 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 5 番につきまして、議案書の 56 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字金良後原 437 番 13、437 番 14 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

整理番号 6 番につきまして、議案書の 58 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字与根西中原 120 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

整理番号 7 番につきまして、議案書の 60 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字保栄茂平志原 1012 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

整理番号 8 番につきまして、議案書の 62 ページをお開きください。

申請のありました豊見城市字保栄茂平志原 1008 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。以上です。

会長

ありがとうございます。

次に議案第 49 号について審議をします。事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。議案第 49 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番号の 5 番と 6 番、並びに 7 番と 8 番は関連していますので、それぞれ一括して審議を行います。

それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(7 番委員挙手)

会長

はい、7 番委員。

7 番委員

●●さん、借りる側なのですけれども、住所が久米島になっていますが、通うのですか。

事務局

一応僕も気にして、いろいろ聞きとりはしておりますが、まずこの方は旦那さんと一緒に農業を久米島でやっています。在住も久米島です。メインは、久米島ではキビと野菜はどんどんやっているみたいですが、今度、伊良波に求める土地は●●さんの実母、お母さんの土地なのですけれども、一応月に二、三回以上は本島のほうに来て、その度に数日、長くて 1 週間以上、本島のほうに滞在して、また久米島に帰るという生活をこれまでもしているので、その辺で農業従事日数もそういう意味ではクリアできますということで伺っておりま

す。

7 番委員 久米島とこちらを合わせて 150 日ですか。こちらだけで 150 日ですか。

事務局 そうですね。全部合わせて●●●●さんのほうが 150 日、旦那さんは 250 日、2 人で 400 日を豊見城と久米島の農地をやるということです。

7 番委員 果樹とあるけれども、品種などは聞きましたか。

事務局 この辺は 1 種類だけ植えるというわけではないみたいで、シークワサーとか柑橘系とかいろいろ試していきたいという話はしていました。

7 番委員 道具とかもばっちり。

事務局 ばっちりですね。これは本島のほうに道具あるのですかという質問もしたので、そしたら伊良波の忠孝蔵の裏あたりにいとこの方が、農家がいるということで、現物も見に行って、トラクターとか農薬機とか、もろもろ全部そろっていましたので、そのいとこという本人にも会ってお話を聞いて、その辺は大丈夫そうでした。

7 番委員 定期的に、効率的にできるということですか。

事務局 そうですね。そういうふうに判断しました。

7 番委員 わかりました。

会長 よろしいですか。ほかにいらっしゃいませんか。

ではこれより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 では異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定します。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長 これより採決に移りたいと思います。整理番号 2 番について、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定します。

では、次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長 質疑なしと認めて、これより採決に移ります。
整理番号 3 番について、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 ご異議ないようですので、整理番号 3 番についても許可することに決定しました。

次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 ではこれより採決に移ります。
整理番号 4 番について、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 ではご異議ないようですので、整理番号 4 番については、許可することに決定します。
次に整理番号 5 番と 6 番、一括して審議しますので質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長 質疑なしと認めて、採決に移りたいと思います。
整理番号 5 番、6 番について、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとの声ですので、整理番号 5 番、6 番については、許可することに決定します。
次に、整理番号 7 番と 8 番も関連しますので一括して審議します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(進行の声あり)

会長 異議なしと認めて、これより採決に移ります。
整理番号 7 番、8 番について、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 7 番、8 番については許可することに決定します。
では、次に議案第 50 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 64 ページ、65 ページをお開きください。
議案第 50 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」
10 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それ

では申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、72 ページをお開きください。申請のあった土地は、伊良波浜原 616 番 2、616 番 8。転用目的は一般住宅、申請地は農地法第 5 条第 1 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 2 番につきまして 79 ページをお開きください。申請のあった土地は、長堂山垣原 391 番 2、転用目的は物流倉庫、当該申請地は農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 3 番につきまして 82 ページをお開きください。申請のあった土地は、長堂山垣原 393 番 1、393 番 3。転用目的は物流倉庫、当該申請地は農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 4 番につきまして 87 ページをお開きください。申請のあった土地は、高安高安原 227 番 1、転用目的は中古車展示場、当該申請地は農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 5 番につきまして 94 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 509 番、転用目的は自動車整備工場、当該申請地は農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 6 番につきまして 97 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 509 番 2、転用目的は自動車整備工場、当該申請地は農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 7 番につきまして 104 ページをお開きください。申請のあった土地は、伊良波浜原 578 番 2、転用目的は一般住宅、当該申請地は農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 8 番につきまして 110 ページをお開きください。申請のあった土地は、饒波饒波原 235 番 1、転用目的は一般住宅、当該申請地は農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 9 番につきまして 115 ページをお開きください。申請のあった土地は、渡橋名浜原 289 番 11、転用目的は駐車場、当該申請地は農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えら

れます。

次に、整理番号 10 番につきまして 120 ページをお開きください。申請のあった土地は、保栄茂与那ン田原 806 番、転用目的は資材置場、当該申請地は農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 50 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。議案第 50 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番号 2 番と 3 番、並びに 5 番と 6 番は関連していますので、それぞれ一括して審議します。

それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として県知事へ進達することに決定しました。

では、次に整理番号 2 番と 3 番、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

採決に移ってもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 2 番と 3 番について、農地法第 5 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番と 3 番は許可相当として県知事へ進

達することに決定します。

では、次に整理番号4番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長

では、採決に移ります。

整理番号4番について、農地法第5条第2項の各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号4番は許可相当として県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号5番、6番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

よろしいですか。

(6番委員挙手)

会長

はい、6番委員。

6番委員

備考欄に始末書の受領とあるのですけれども、始末書を受領して、どのような指導を行ったのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

事務局

本来であれば、転用の許可を受けてから転用すべきところを、その人はやらなかった。その理由については、詳しく法律については熟知していないがためにやってしまったと。それについては、今後こういうことがないようにやりますということを始末書に書いておられます。こちらからも自分の非を認めて、今後そういうことがないようにやるということですので、ではそれをつけた上で県知事に進達をしますと。今後こういうことがないように重々注意はしてくださいという指導をしています。

6番委員

わかりました。

会長

よろしいですか。

6 番委員

はい。

会長

ほかにいらっしゃいませんか。

(進行の声あり)

会長

では、これで採決に移ります。

整理番号 5 番と 6 番について、農地法第 5 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとことですので、整理番号 5 番、6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 7 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長

では、これで採決に移ります。

整理番号 7 番について、農地法第 5 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当として県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 7 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 8 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してからお願いいたします。

(7 番委員挙手)

会長

はい、7 番委員。

7番委員 休憩お願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後3時27分
再開 午後3時29分

会長 再開します。
ほかにいらっしゃいませんか。

(進行の声あり)

会長 ではこれより採決をとります。
整理番号8番について、農地法第5条第2項の各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号8番は許可相当として県知事へ進達することに決定します。
では、次に整理番号9番について委員に質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

事務局 休憩お願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後3時29分
再開 午後3時53分

会長 再開します。

(7番委員挙手)

会長 はい、7番委員。

7番委員 議案第50号、整理番号9番ですが、第5条の中の第2項第3号で、合理的な面積ではないという疑義があると思いますので、今回はちょっと保留ということで皆さん、いかがでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では7番委員からの申し出で、保留としてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号9番については、保留ということでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号9番は保留ということで決定します。では、次に整理番号10番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。質疑なしと認め、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号10番について、農地法第5条第2項の各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号10番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。次に協議第21号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは協議第21号につきましては、農林水産課のほうから説明をさせていただきます。

会長 お願いいたします。

農林水産課 こんにちは。農林水産課、農政班大城です。今回、基盤法に基づく利用権の設定が1件ございますので、説明したいと思います。

資料の123ページをお願いします。貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は保栄茂330番の1で、面積は3,872㎡うち1,230㎡、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から10年、借賃については年額39万8,160円を毎年4月末日までに現金振り込みすることとなっております。以上です。

会長 ありがとうございます。協議第21号について説明が終わりました。

協議第21号について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

 (8番委員挙手)

会長 はい、8番委員。

8番委員 ●●さんはこちらのほかにも農業をされていますか。ここだけですか。

農林水産課 確認しているのはここで、新規就農でまた今回上げる予定ではあります。

8番委員 これは坪1,000円で借りるということですか。

農林水産課 鉄骨のハウスだからですかね。ちょっと高いような。

4番委員 高いよ。39万円って。

7番委員 ちょっと休憩お願いします。

会長 では8番委員いいですか。

8番委員 はい。

会長 では休憩をとります。

 休憩 午後3時57分

再開 午後 4 時 02 分

会長

再開します。

8 番委員、結構いろんなご意見が出ましたけれども、これでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

ではこれより採決をします。

協議番号 H30-14 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

では異議なしとのことですので、協議番号 H30-14 については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。

次に、協議第 22 号について審議をします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは協議第 22 号につきましても、農林水産課のほうから説明をさせていただきます。

農林水産課

こんにちは。農林水産課の當銘です。

今回、協議第 22 号なのですけれども、農振地域の西部区域の変更についてということで、以前から沖縄県の国土利用計画の現況の規制線づくり、境界線を合わせるようにということでの県からの指示があったため、今回全体見直しに合わせて、西部地区の整備を行ったところです。

字瀬長 63 筆の 21.1ha、ゴルフ場が 121 筆の 44ha、与根漁港が 7 筆の 7.5ha、合計が 191 筆の 72.6ha が豊見城市の農振地域の面積から除かれることなのですけれども、129 ページと 130 ページがありまして、今現在の農振地域の、薄いのですけれども緑のほうです。境界線がちょっと消えているのですが、それ以外が市街化区域となっていますので、変更があるのは 130 ページ。今回この 191 筆が農振地域から除かれた場合は、130 ページのように農振地域が縮まる、整理されるということになります。これでよろしいですかという案です。次の 131 ページ、昨年農振地域の除外箇所について意見をいただいたのですけれども、平成 28 年 12 月ごろから地権者からの相談があって、県からやっつと回答が来た 3 筆、高安 993 番地、高安 993-1 番地と高安 994 番地、これも全体

見直しに合わせて除外をしてくださいという指示がありましたので、今回除外の計画として追加で載せたいという話になっています。よろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。協議第 22 号について説明が終わりました。
協議第 22 号は 1 件ずつ審議をします。まず、豊見城農振地域の西部区域の変更について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

2 番委員 ちょっとだけ休憩よろしいですか。

会長 では休憩します。

休憩 午後 4 時 06 分

再開 午後 4 時 08 分

会長 再開します。
では質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 豊見城農振地域の西部区域の変更について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、豊見城農振地域の西部区域の変更について、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。
次に、農用地区域からの追加除外について審議します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では農用地区域からの追加除外について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長


異議なしとのことですので、農用地区域からの追加除外については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。ありがとうございます。では以上をもちまして、本日の提案された議事日程を全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、ありがとうございます。これで本日の農業委員会総会を終わります。ご苦労様でした。

平成 30 年 11 月 27 日 (火)

午後 4 時 10 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長澄子 

4番委員

宮里由美子 

5番委員

嘉真 朝仁 